

第 1 1 1 回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成 30 年 1 月 18 日 (木)

沖 縄 総 合 事 務 局

第111回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成30年1月18日（木）16時30分
場 所 沖縄総合事務局 5F 聴聞室兼会議室

出席者：

公益委員	宮里委員、儀部委員、春田委員、上江洲委員
労働者委員	大崎委員、屋比久委員
使用者委員	大城委員、山内委員

沖縄総合事務局	大城課長、島袋調整官 宮城補佐、大村係長
---------	-------------------------

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第110回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 船員の特定最低賃金に関する改正について
4. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

1. 第110回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成29年12月分）
3. 最低賃金改正の審議について
4. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会報告資料
5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会資料
6. 船員に関する特定最低賃金の改正について（部会報告案）

宮里部会長

定刻でございますので、第111回船員部会をはじめさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（大村係長）

本日の出席状況ですが、公益委員4名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

事務局（大村係長）

それでは配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

宮里部会長

それでは、初めに第110回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

（「はい」）

宮里部会長

では異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議事2の「管内の雇用状況等」につきまして、事務局に説明をお願いします。質問は、最後に受け付けたいと思います。

事務局（宮城補佐）

平成29年12月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は5件でした。前月に比べ3件減少、また、前年同月に比べ2件減少となっております。

月間有効求人数は12件でした。前月に比べ2件減少、また前年同月に比べ6件減少となっております。

月間有効求人数12件の内訳は、商船等12件となっております。

月末未済求人数は5件でした。

●求職状況について

新規求職数は5名でした。前月に比べ増減なし、また、前年同月に比べ3名増加となっております。

新規求職数 5 名の内訳は、商船等 5 名となっております。
月間有効求職数は 10 名でした。前月に比べ 2 名減少、また、前年同月に比べ 5 名減少となっております。
月間有効求職数 10 名の内訳は、商船等 10 名となっております。
月末未済求職数は 7 名でした。

● 成立状況について

12 月は 1 件でした。

● 求人倍率について

12 月の月間有効求人倍率は、1.20 倍でした。前月に比べ 0.03 ポイント増加、また、前年同月に比べ増減なしとなっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

12 月の新規求職者 5 名のうち離職者 4 名の退職理由は、船舶所有者都合等 2 名、自己都合 2 名となっております。船舶所有者都合等 2 名は、いずれも期間満了となっております。

離職以外の方 1 名の求職理由は、就業中に転職を希望する者 1 名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管内が 1 名、管外が 4 名となっております。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 2 名、支給延べ件数は 2 件で、基本手当支給金額は 162,802 円でした。

その他、再就職手当、高齢者求職者給付金の支給がそれぞれ 1 件あり、再就職手当給付額は 567,567 円、高年齢求職者給付金は 201,300 円でした。

総支給額は 931,669 円でした。

以上、管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

宮里部会長

はい、ありがとうございました。では、ただいまの説明について、何か御質問ございますでしょうか。

大崎委員

4 ページにある月末未済求職内訳表で、3 か月で区切っていますが、この 3 か月の中に雇用保険の待機中という方もここに入るわけですか。

事務局（大村係長）

入ります。

大崎委員

了解しました。ありがとうございます。

宮里部会長

ほかにございませんでしょうか。

特ないようすで、議事3の「船員の特定最低賃金に関する改正」の審議に移ります。

本議事に関しましては、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、沖縄海上旅客運送業の2業種について、最低賃金専門部会における調査・審議結果の報告、次に最低賃金の改正に関する当船員部会から沖縄地方交通審議会に報告する答申案の審議に進ませていただきます。

2業種の専門部会は、12月21日（木）に御審議をいただき、各専門部会委員の皆様の御協力によりそれぞれ改正することが適当であるとの結論をいただきました。

それぞれの最低賃金専門部会の審議結果については、事務局から説明をお願いします。

事務局（宮城補佐）

資料3を御覧ください。1ページが今回の最低賃金の審議についての流れをまとめた資料になります。8月31日付で沖縄総合事務局長から諮問があり、9月21日の第108回船員部会で報告がありました。その後、12月21日の最賃専門部会で調査審議し両最賃部会とも結論に至っております。その報告を受け、本日、第111回船員部会で答申案の審議になります。2ページは今年度の最低賃金改正の全体の作業スケジュールになります。

資料4を御覧ください。沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿です。2ページから4ページは現行の沖縄内航鋼船運航業等の最低賃金となっております。

5ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。平成29年12月21日、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ1,000円の引き上げ額となっております。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

引き続き資料5を御覧ください。沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿です。2ページから3ページは現行の沖縄海上旅客運送業の最低賃金となっております。

4ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。平成29年12月21日、沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「243,050円」を「244,050円」に、部員「181,600円」を「182,600円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ1,000円の引き上げ額となっております。

沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です

宮里部会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

上江洲委員

専門部会委員の皆様におかれましては、本当に御審議お疲れ様でした。陸上では時給換算なので比較は難しいですけれど、今年は3%程度のアップとなっています。船員の場合には月額なので、それとパラレルには考えることはできないですが、一律1,000円アップというのは何か理由がありますか。

事務局（宮城補佐）

本省専門部会の答申が1,000円アップということでしたので、これを目安に議論していただき本省と同様に1,000円アップという結論に至りました。

春田委員

沖縄は中央と同じ水準でこれまでできていますので、中央を基準に議論しましたが、今年度は昨年度に比べ使用者からの厳しい声は余りなかったです。

むしろ沖縄の景気はいい感じなので、陸上に取られないように賃金の魅力は保つ必要があるとの意見でした。

宮里部会長

昨年度、使用者側から厳しい意見が出たのは、九州や四国より沖縄は高いので中央だけではなく他地区との比較も必要という話です。

上江洲委員

わかりました。ありがとうございます。

宮里部会長

ほかにないようであれば審議を進めてまいります。

両専門部会の報告を踏まえて、2業種の最低賃金の改正について、当船員部会から報告する答申案についてお諮りしたいと思います。事務局から読上げさせていただきます。

事務局（宮城補佐）

資料6を御覧ください。答申案の内容はそれぞれの専門部会の報告内容を転記したものです。それでは事務局から船員部会として沖縄地方交通審議会会长へ報告する諮問に対する答申案を読上げさせていただきます。

沖縄地方交通審議会会长宮里猛あて、沖縄地方交通審議会船員部会長宮里猛。船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金について、沖縄地方交通審議会船員部会は本部会に付託された沖交審第5号「船員に関する最低賃金の改正について（付託）」について下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。記、1. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「243,050円」を「244,050円」に、部員「181,600円」を「182,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

報告する答申案については以上です。

宮里部会長

御意見ございますか。

大崎委員

今年度の審議スケジュールについてですが、第1回が12月というのは遅かったように感じます。11月に第1回ができれば、第2回をどうするかという議論に余裕が生まれます。今回のスケジュールでは、第2回をするとなると日程的に厳しいです。

あと、他地区においては、船員部会とは別の日に開催している

ところもあります。委員の皆様の日程調整が大変かと思いますが、検討していただきたいです。

宮里部会長

審議方法等についての御意見でございました。よろしくお願ひします。

では、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

(「はい」)

宮里部会長

御異議がありませんでしたので、この答申案について承認の決議をいただきました。ありがとうございました。

以上で議事3の審議を終わります。

それでは、今後の最低賃金改正のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（宮城補佐）

沖縄地方交通審議会運営規則第8条第2項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます。」となっております。ただいま決議をいただきましたので、本日付けて沖縄地方交通審議会会長へ報告し会長同意を得て、沖縄地方交通審議会会長から沖縄総合事務局長へ答申がなされます。

その後、沖縄総合事務局長は答申要旨の官報公示をおこないます。関係者は公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができます。

異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示をおこない、公示の日から起算して30日を経過した日から効力が発生するということになります。

宮里部会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

では、続きまして議事4の「意見交換」に移りたいと思いますが、何かございますでしょうか。

大崎委員

前回の議事録で運航労務監理官が昨年7月に戒告書を交付し早急に是正するように指導しているとなっていますが、もう半年以上たっていますけれども、一向に進展がないという状況です。是非、運航労務監理官にお伝えいただいて指導等をよろしくお願ひします。

宮里部会長

他にないようでしたら、事務局から連絡がありますのでお願ひいたします。

事務局（大村係長）

来月の船員部会は、2月22日木曜日の14時00分から5階
聴聞室兼会議室で開催します。

開催通知につきましては準備が整い次第お送りしますので、出席
できない場合は大村のほうまで御連絡お願いします。

また今回の議事録は作成次第メールで照会させていただきます
ので、御確認よろしくお願いします。

以上です。

宮里部会長

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。